

須磨エリア交通混雑緩和事業補助金交付要綱

令和6年4月1日 港湾局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸須磨シーワールドの開業期の交通混雑を緩和するために、民間事業者が行う JR 須磨駅と神戸須磨シーワールドとの間の移動支援事業に要する費用の一部につき補助を実施するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助の実施等に関して必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助の対象となる者は、JR 須磨駅と神戸須磨シーワールドとの間の移動支援事業（以下「対象事業」という。）を計画している事業者であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 対象事業が JR 須磨駅と神戸須磨シーワールドとの間の回遊性を向上させ、JR 須磨駅の利用を促進することにより、神戸須磨シーワールドの開業期の交通混雑の緩和に資するものであること。
- (2) 対象事業が神戸須磨シーワールドの繁忙期に対応するなど、神戸須磨シーワールドとの連携を考慮したものであること。
- (3) 対象事業が単に人員を輸送するものではなく、須磨海岸の魅力向上に貢献するものであること。
- (4) 対象事業を安全に実施できること。

2 申請者が複数あるときは、選考を実施し、補助金の交付の目的をよりよく実施し得る一者を対象者として選定する。

(補助の内容及び条件)

第3条 補助の対象となる経費、補助の対象となる事業期間、補助限度額等の補助条件は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき、この要綱による補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及びその添付書類を、令和6年5月2日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業等の変更等）

第 6 条 第 5 条第 1 項による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」といい、補助事業者が実施する対象事業を以下「補助事業」という。）は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を、同第 2 号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 6 号）又は補助事業中止（廃止）通知書（様式第 7 号）により、補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告書の提出）

第 7 条 補助事業者は、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第 8 号）を補助の対象となる事業期間の満了日（廃止の承認を受けたときは、次に掲げる書類をその承認を受けた日）から起算して 15 日を経過した日又は補助金の交付を決定した会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長まで提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業中間実績報告書（様式第 8 号）の提出を求めることができる。

（交付額の確定）

第 8 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者等に支払うものとする。

（補助金の概算払）

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、第 5 条第 1 項による交付決定後、補助事業者からの補助金概算払請求書（様式第 10 号）による請求を受けて、交付決定額の範囲内で、補助事業者に対し、概算払で補助金を交付することができる。

- 2 市長は、第 8 条による補助金の交付額の確定をしたときに、前項の規定による概算払により既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、第 7 条第 1 項の報告受

理後5日以内に、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

- 3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助金規則第19条により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(取得財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してならない。ただし、補助金の交付の目的及び取得財産の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合、又は市長が承認した場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の目的及び取得財産の減価償却耐用年数を勘案して市長が定める期間の経過前に前項の処分をしようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第13号)を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、取得財産処分承認通知書(様式第14号)により、補助事業者に通知する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、港湾局長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

別表

<p>補助の対象となる経費及び補助金の額</p>	<p>補助金の額は、市の予算の範囲内で、次に掲げる経費に相当する額の合計と補助限度額のいずれか少ない額とする。</p> <p>【 1. 事業の立ち上げに係る経費】 補助率 補助対象経費の 2/3 補助対象経費 ① 補助事業のための設備の取得又は設置に要する費用 ② その他市長が特に認める費用</p> <p>【 2. 事業の運営に係る経費等】 補助率 補助対象経費から補助事業による収入を控除した額の 1/2 補助対象経費 ① 補助事業の運営に係る費用（1. 人件費、2. 事業費（備品費、借料及び賃料、消耗品費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、法定検査等）） ② その他市長が特に認める費用</p> <p>ただし、補助事業による収入が上に掲げる経費を上回る場合には、この差額の 1/2 に相当する額を、上記 1. の経費に対する補助金の額から減じる。又、この差額の 1/2 に相当する額が上記 1. の経費に対する補助金の額を上回る場合には、この差額の 1/2 に相当する額から、上記 1. の経費に対する補助金の額を減じて、市に納付するものとする。</p>
<p>補助の対象となる事業期間</p>	<p>補助事業開始から令和 7 年 3 月 31 日まで なお、令和 6 年 4 月 1 日から交付決定までの間に実施した事務事業についても、その経費が上記 1、2 に該当する場合には補助の対象とする。</p>
<p>補助限度額</p>	<p>総額で、20,000 千円を上限とする。</p>
<p>その他の条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 須磨海岸の風光明媚な景観を楽しみながら移動できる事業であること。 2. 補助事業の開始後、最低 1 年以上の期間、かつ 1 年間で 120 日以上は、当該事業を実施すること。 3. 車いす利用者も利用可能な移動支援事業を実施するとともに、夏季の高温対策を実施すること。 4. 須磨海岸の管理用通路等を使用する際は、必要な手続きについて所管課と協議すること。

様式第1号（第4条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

下記補助金等の交付について、須磨エリア交通混雑緩和事業補助金交付要綱第4条に基づき申請します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
目的及び内容	
補助事業の期間	着手予定年月日：令和 年 月 日 完了予定年月日：令和 年 月 日
交付申請額	円
算出の基礎	
添付書類	事業計画書 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類 交付申請額の算出書類

(注) コンソーシアム形式による申請の場合は、構成員の連名で申請する。

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。



様式第2号（第5条関係）

補助金交付決定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、次のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付申請書に記載のとおり
交付決定額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。補助金の過払い分が生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。上記のほか、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び須磨エリア交通混雑緩和事業補助金交付要綱に従うこと。



様式第3号（第5条関係）

補助金不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

- 1 補助申請事業等の名称
- 2 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
変更の理由・内容	
補助事業の期間	着手予定年月日： (令和 年 月 日) 令和 年 月 日 完了予定年月日： (令和 年 月 日) 令和 年 月 日
交 付 申 請 額	(円) 円
添 付 書 類	・事業計画書（変更後） ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）

(注) 表中、変更前の期間・金額は上段に（ ）書き、変更後の期間・金額は下段に記入する。

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
計	(_____ 円) _____ 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
計	(_____ 円) _____ 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第5号（第6条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）



様式第6号（第6条関係）

補助金交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載の とおり
変更交付決定額	当初交付決定額 円 変更交付決定額 円 差引交付決定額 円
補助事業の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
交付の条件	・本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載 の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付第 号）の表第4項「交付の条件」の とおりとする。



様式第7号（第6条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

様式第8号（第7条関係）

補助事業（実績・中間実績）報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
補助事業の期間	着手年月日： （令和 年 月 日） 令和 年 月 日 完了予定年月日： （令和 年 月 日） 令和 年 月 日
補助金の額	（ 円） 円
添付書類	・事業の実施状況がわかる書類 ・補助事業等に係る収支決算書 ・補助金の額の算出書類

（注）交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
計	(_____ 円) _____ 円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
	(_____ 円) _____ 円	
計	(_____ 円) _____ 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。



様式第9号（第8条関係）

補助金額確定通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
補助金の確定額	円
特記事項	

様式第10号（第9条、第10条関係）

（補助金・補助金概算払）請求書

請求金額	円
補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住所

団体名

代表者名

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助対象者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合又は、コンソーシアム形式による場合は補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。

様式第11号（第11条関係）

補助金交付決定取消通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
補助金の額	円
取消しの理由	

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金等に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助事業の名称

須磨エリア交通混雑緩和事業

3. 受領委任する金額

金 _____ 円

4. 振込先口座

金 融 機 関 名	銀行	支店	
預 金 種 目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口 座 番 号			
口 座 名 義			

取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

（申請者）住所

団体名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	
処分の方法（該当項目に○をつける）	処分の理由
1 売却（下取り等） 2 譲渡 3 抹消 4 その他（ ）	

2. 処分の条件（該当項目に○をつける。その他の場合には条件を記入）

(1) 補助金の一部を返納します。 返納額 金 _____ 円

(2) その他（ ）

様式第14号（第12条関係）

取得財産処分承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付けで財産処分申請のあった下記処分財産について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	須磨エリア交通混雑緩和事業
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
処分財産	
承認理由	処分理由が適当であると認められるため